

健康創造都市 KOBE 推進会議 幹事会運営要綱

平成 29 年 7 月 29 日決定

令和 3 年 7 月 13 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、健康創造都市 KOBE 推進会議規約（平成 29 年 7 月 25 日決定）第 5 条第 2 項に基づき、健康創造都市 KOBE 推進会議（以下「推進会議」という。）の幹事会について、議事その他運営に必要な事項について定める。

(目的)

第 2 条 幹事会は、総会で確認された方針にかかる取り組みについて、報告、意見等を聴取することを目的とする。

(構成)

第 3 条 幹事会は、推進会議に参画する民間企業、経済団体、医療福祉関係団体、研究機関、大学、行政機関、市民団体、その他推進会議の目的に賛同する団体等及び有識者（以下「参画団体等」という。）をもって構成する。

(座長の選任等)

第 4 条 幹事会に座長を置く。幹事会の座長は、参画団体等の中から、推進会議の座長が指名する。

- 2 推進会議の座長は、幹事会の座長に事故があるとき、または幹事会の座長が欠けたときは職務を代行するものを指名する。
- 3 幹事会は、幹事会の座長が招集する。
- 4 開催頻度は、年 1 回程度とする。
- 5 幹事会の座長は、幹事会の会務を総理する。

(臨時委員)

第 5 条 健康創造都市 KOBE に係る事項についてより詳細な検討を行うため、必要に応じ、参画団体等以外の市民、有識者等を臨時委員として出席させることができる。

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、幹事会の座長が幹事会に諮って定める。